

千葉県農業生産工程管理推進事業補助金交付要綱

平成30年5月21日付け安農第135号
令和元年6月10日付け安農第174号一部改正
令和2年5月14日付け安農第121号一部改正
令和3年5月18日付け安農第164号一部改正
令和4年7月13日付け安農第328号一部改正
令和6年5月8日付け環農第171号一部改正

(目的)

第1条 知事は、千葉県農業生産工程管理推進事業実施要領（以下「要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(事業の実施)

第2条 補助の対象、経費、及び補助率は、別表1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、知事が定める期日までに千葉県農業生産工程管理推進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- 一 事業内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（別表2に規定する重要な変更に限る。）をする場合においては、知事の承認を受けること
- 二 事業を中止し又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難な場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること
- 四 その他、知事が必要と認める条件

(承認の手続き)

第5条 前条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとするときは、千葉県農業生産工程管理推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前条第3号の規定に該当することとなったときは、事業が予定期間内に完了しない理由又は事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第6条 規則第10条の規定により事業の遂行状況を報告しようとするときは、補助金の交付決定のあった年度の10月末日現在において作成した千葉県農業生産工程管理推進事業補助金遂行状況報告書（別記様式第3号）を、翌月11月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、事業完了の日から

起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る年度の3月末日のいずれか早い期日までに、千葉県農業生産工程管理推進事業補助金実績報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、前項の実績報告書を提出するに当たって、規則第3条第2項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第5号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付の請求）

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉県農業生産工程管理推進事業補助金請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第9条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、千葉県農業生産工程管理推進事業補助金概算払請求書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第10条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

（書類の提出及び経由）

第11条 規則及びこの要綱の規定により、知事に提出する書類は、所轄の農業事務所長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年5月21日から施行し、平成30年度からの予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月10日から施行し、令和元年度からの予算に係る補助金から

適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行し、令和2年度からの予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月18日から施行し、令和3年度からの予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月13日から施行し、令和4年度からの予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月8日から施行し、令和6年度からの予算に係る補助金から適用する。

別表1 (第2条)

事業対象	経費	補助率
<p>次のいずれかに該当する者であって、県のGAP推進方針に合致する者であること。</p> <p>また、事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約する者であること。</p> <p>ただし、農林水産省のGAP認証取得等に係る支援事業の補助対象要件に合致する者は本補助金の交付対象外とする。</p> <p>(1) 農業者 (2) 農事組合法人 (3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人 (4) 農業協同組合 (5) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約等の定めのある団体に限る。） (6) その他千葉県知事が支援の対象とすることが適当と認める者</p>	<p>地域のモデルとなる農業者等が、新規にGAP認証を取得するのに当たって必要な、次に掲げる取組に要する費用を助成する。</p> <p>(1) 認証審査 (2) 認証取得に係る環境整備 (3) 研修指導の受講</p>	<p>事業費の定額</p> <p>(ただし、要領別紙1に定める上限の範囲内とする。)</p>

別表2 (第4条)

事業内容の変更	経費の配分の変更
<p>1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更</p>	<p>1 事業費の30%を超える増減</p>

別記様式第1号（第3条）

〇〇 年度千葉県農業生産工程管理推進事業補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

事業実施主体
申請者住所
申請者名
(代表者氏名)

〇〇 年度において下記のとおり千葉県農業生産工程管理推進事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり補助金 円の交付を申請します。

なお、申請に当たり、千葉県農業生産工程管理推進事業実施要領2の規定における認証取得について、事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約します。

記

1 事業の目的

2 事業計画

(1) 事業実施主体

ア 名称

イ 所在地

ウ 代表者名

(2) 事業の内容

事業区分	実施内容	事業量	事業費	備考
認証審査 認証取得に係る 環境整備 研修指導の受講			円	
小 計				
消費税				
計				

3 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する 経費 円	負担区分			備考
		県補助金 円	自己資金 円	その他 円	
ア 認証審査					
イ 認証取得に 係る環境整備					
ウ 研修指導の 受講					
合 計					

※ 備考欄には、事業の種類ごとに仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円のうち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

4 事業完了予定年月日

年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 円	前年度予算額 円	比較増減額		備考
			増 円	減 円	
県補助金					
自己資金					
その他					
合計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 円	前年度予算額 円	比較増減額		備考
			増 円	減 円	
ア 認証審査					
イ 認証取得に係る環境整備					
ウ 研修指導の受講					
合計					

別記様式第2号（第5条）

〇〇 年度千葉県農業生産工程管理推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

事業実施主体
申請者住所
申請者名
（代表者氏名）

〇〇 年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった千葉県農業生産工程管理推進事業の実施について、下記のとおり計画を変更し〔補助金 円
の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により、承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 その他必要事項

注：金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除いてください。

別記様式第1号に準じ、当該変更に係る部分について、その上段に（ ）書きで変更前の内容がわかるように、記載してください。

別記様式第3号（第6条）

〇〇 年度千葉県農業生産工程管理推進事業補助金遂行状況報告書

年 月 日

千葉県知事 様

事業実施主体
申請者住所
申請者名
(代表者氏名)

〇〇 年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった千葉県農業生産工程管理推進事業について、千葉県補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり交付事業の遂行状況を報告します。

記

区 分	計 画 A 円	出来高 B 円	進捗度 B/A %	備考
ア 認証審査				
イ 認証取得に係る環境整備				
ウ 研修指導の受講				
合 計				

別記様式第4号（第7条）

〇〇 年度千葉県農業生産工程管理推進事業補助金実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

事業実施主体
申請者住所
申請者名
(代表者氏名)

〇〇 年 月 日付け 指令第 号で交付決定（及び〇〇 年 月 日
付け 指令第 号で変更交付決定）のあった千葉県農業生産工程管理推進事業に
ついて、下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、
その実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 事業実績

(1) 事業実施主体

ア 名称

イ 所在地

ウ 代表者名

注：別記様式第1号に準じ、当該変更に係る部分について、その上段に（ ）書き
で変更前の内容がわかるように、記載してください。

(2) 事業の内容

事業区分	実施内容	事業量	事業費	備考
認証審査 認証取得に係る 環境整備 研修指導の受講			円	
小 計				
消費税				
計				

3 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要した 経費 円	負担区分			備考
		県補助金 円	自己資金 円	その他 円	
ア 認証審査					
イ 認証取得に 係る環境整備					
ウ 研修指導の 受講					
合 計					

※ 備考欄には、事業の種類ごとに仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円のうち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

4 事業完了年月日

年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額 円	本年度予算額 円	比較増減額		備考
			増 円	減 円	
県補助金					
自己資金					
その他					
合計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額 円	本年度予算額 円	比較増減額		備考
			増 円	減 円	
ア 認証審査					
イ 認証取得に係る環境整備					
ウ 研修指導の受講					
合計					

6 添付資料

(1) 事業実績がわかる書類

ア 契約書・認証証書・納品書・分析結果・研修資料など取組実績がわかるもの。

イ 請求書・領収証など、支出実績がわかるもの。

別記様式第5号（第7条）

〇〇 年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

千葉県知事 様

事業実施主体
申請者住所
申請者名
(代表者氏名)

〇〇 年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定のあった千葉県農業生産工程管理推進事業補助金について、千葉県農業生産工程管理推進事業補助金交付要綱第7条第3号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 〇〇 年 月 日付け 達第 号による額の確定通知額
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入に係る消費税相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額
金 円

別記様式第6号（第8条）

〇〇 年度千葉県農業生産工程管理推進事業補助金請求書

年 月 日

千葉県知事 様

事業実施主体
申請者住所
申請者名
(代表者氏名)

〇〇 年 月 日付け 指令第 号で額の確定のあった千葉県農業生産工程管理推進事業補助金 円を千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

区 分	補助金 交付決定額 円	概算払 受領額 円	差 引 請求額 円	備考
県補助金				

※振込先口座

金融機関名：

店 舗 名：

口 座 種 別：

口 座 番 号：

口座名義（漢字）：

口座名義（カナ）：

別記様式第7号（第9条）

〇〇 年度千葉県農業生産工程管理推進事業補助金概算払請求書

年 月 日

千葉県知事 様

事業実施主体
申請者住所
申請者名
(代表者氏名)

〇〇 年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった千葉県農業生産工程管理推進事業補助金について、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

区 分	既受領額 円	今回受領額 円	残 額 円	備考
県補助金				

※振込先口座

金融機関名：

店 舗 名：

口 座 種 別：

口 座 番 号：

口座名義（漢字）：

口座名義（カナ）：